

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日  
平成25年7月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人越後青苧の会
- 3 代表者の氏名  
近藤 紀一郎
- 4 主たる事務所の所在地  
上越市大字黒田 592 番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、青苧を用いての体験学習並びに地域間交流の推進に関する事業、伝統文化振興のためのイベントの企画・開催に関する事業、地域の伝統的なものづくりの啓発・推進に関する事業等を行い、青苧の啓発を主軸としての伝統文化の振興並びに地域経済の活性化を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 社会教育の推進を図る活動
  - (2) まちづくりの推進を図る活動
  - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (4) 環境の保全を図る活動
  - (5) 子どもの健全育成を図る活動
  - (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動決算</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p>	<p>(権能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(6)～(11) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p>

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地  
(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法